

手続を経て予算を増額する。この予算の増加額を追加額といい、増額された予算を追加予算という。

(3) 修正予算 本予算が成立後、前号以外の特殊の事情により大幅に各経費予算を増減する必要が生じたときは、修正予算を作成し、本予算のときと同じ手続きをとって本予算を修正する。各経費予算の増加額を修正増加額、減少額を修正減少額といい、修正された予算を修正予算という。予算の実施に当って予算に多少の変更を生ずることはやむを得ないが、非常に大幅になる場合は、国会の審議権を尊重し、修正予算が作成される。

5 暫定予算

国会が解散中あるいは審議期間が短くて、年度開始までに予算が成立しない場合は、予算の空白により事業の運営ができなくなる。かかる場合に対処して、本予算が成立するまでの間暫定的に執行するために作成する予算を暫定予算という。暫定予算はなるべく短時日に成立させる必要があるため、審議に手間どる政策的な事項を計上することは極力避けることになる。衆議院が解散中のときは参議院の緊急集会を求め、暫定予算の審議をうける。この議決はつぎの国会開会後10日以内に衆議院の同意をうけることになっている。また暫定予算は本予算が成立したときは自然それに吸収され、暫定予算にもとついて実施したものは、本予算にもとついて実施したものとみなされる。

6 給与総額

国鉄の役員および職員に支給する給与については、予算で定めた金額の範囲内で実施できる給与準則を定めなければならない。この給与準則を定める基礎となる給与の金額を、給与総額という。国鉄職員の定員数および給与については、法律にもまた支出予算においても、具体的に定められないので、定員と給与を総合した給与の総額をおさえるため設けられた制度である。役職員の給与はすべてこの給与総額で支出しなければならないが、これに対する特例として、能率の高上により収入が予定より増加し、または経費を予定より節減したときは、その収入の増加額または経費の節減額の一部に相当する金額を、予算総額で定めるところにより、運輸大臣の認可をうけて支給することができる。これを特別の給与という。

7 予算に添付する書類

当該年度の事業計画および資金計画のほか、参考となる事項に関する書類として、給与総額算出表、資金計画算出表、各年度比較貸借対照表および各年度比較損益計算書を添付することが例となっている。事業計画には当該年度の輸送量、列車計画、職員計画、資材計画、各勘定の経理および収入支出予算の内訳をかかげることになっている。→実行予算。予算の弾力性。資金計画。(笹嶺 清)

こくてつろうどうくみあい 国鉄労働組合 昭和20・8終戦

とともに、戦時労働体制は崩壊し、同年11月新しい民主主義の理念の下に、国鉄部門における上下の意思の通機として鉄道委員会が設置された。ところがこれに対し、内外から痛烈な批判がよせられ、当局は一方的措置によって御用組合の機関を設置し、労働組合運動をそししようとするものであるとさえいわれた。とかくするうち、11月下旬労働組合法が国会を通過すると、全国にわたって組合結成の運動が展開されてきた。かくて12月中におおむね地域を主体とする各地方組合の結成がみられ、必然的に鉄道委員会は立ち消えとなった。

全国にわたって各地域に発足した労働組合について、これを一本に結集した単一体にすべきであるという意見と、連合体にすべきであるという意見が激しく対立したが、結局連合体の意見が大勢を制し、昭和21・2石川県片山津で国鉄労働組合総連

合会結成準備大会を開催し、同年3月東京で結成大会を開催した。しかしこの連合体は国鉄の業務組織に即応し、交渉をもつことは便利であるが、組織の末端までは握しがたい欠点をもっていた。そこで22・6静岡県長岡で開催された大会で単一体の国鉄労働組合として再編成された。

ついで昭和25・10国鉄の地方組織が改正されたのに即応して、組合の地方組織を改め、地方本部を置きその下に支部・分会を設けた。

組合員は約365,000人で、全国労働組合総評議会、日本官公庁労働組合協議会および全日本交通運輸労働組合協議会に所属している。

組合は大会、中央委員会および中央執行委員の3つの機関をもっている。大会は組合の最高決議機関で、代議員・中央委員および役員で構成し、毎年5月中央執行委員長が招集する。このほか中央委員 $\frac{1}{3}$ 以上の要求があったときは臨時に開催されることになっている。大会は予算と決算、団体への加入または脱退、その他重要な事項についての決定の権限をもっている。中央委員会は大会につく決議機関で、中央委員と役員で構成し、毎年4回以上中央執行委員長が招集する。このほか大会と同様に中央委員 $\frac{1}{3}$ 以上の要求があったときは臨時に開催されることになっている。中央委員会は疑義を生じた規約の解釈、労働協約の締結・改正と継続、追加予算等についてこれをきめることになっている。中央執行委員会は大会と中央委員会の決議を執行し、または緊急事項を処理するものであって、すべての決議執行と緊急事項の処理について大会と中央委員会に責をおう。

大会に出席する代議員は、組合員1,000名につき1名の割で大会ごとに選出される。中央委員は大会または中央委員会に出席し、議案を審議するものであるが、中央執行委員そのほか組合役員選挙母体ともなるのである。その任期は1年で組合員4,000名につき1名の割合で選出される。中央執行委員長、中央執行副委員長および書記長は三役と称せられ、委員長は組合を代表し、副委員長はこれをたすけ組合業務をつかさどる。これら三役を含めて中央執行委員25名が中央委員の中から選出される。ほかに5名の会計監査員が大会で選出される。なお公共企業体等労働関係法第6条による外部の会計監査人の選出、および会計監査に必要な事項について規定している。

組合は25才以下の男子組合員で青年部を、婦人組合員で婦人部を作り、それぞれ特殊な活動をすることが認められている。

組合業務を分掌するためには、本部に総務・組織・調査・給与対策・社会・業務・文化・教育・宣伝・職能対策・情報・国際・政治・財政の14部がおかれている。

組合の諮問(しもん)機関として、職能別に運輸・施設・工作・電気・電務・医療・船舶・教育・自動車・機関車・総務経理・建築・炭鉄・客貨車・電車の15協議会が構成され、代表は本部に常駐して、必要により会議で当該職能に関する特殊問題につき発言を求められる。

紛争が生じ、または調停によるも解決が困難と認められたとき、大会または中央委員の決議により、中央闘争委員会を設ける。中央闘争委員会は委員長1名、副委員長2名、闘争委員および書記若干名をもって構成する。委員長は中央執行委員長があたり、副委員長は闘争委員の互選により決定したものがあたる。闘争委員は中央執行副委員長、書記長および中央執行委員と、そのつど大会または中央委員会で、組合員の中から代議員または中央委員の直接無記名投票により選出したものをあてる。不測の事態が予想されるときは、中央執行副委員長が、第2次